

# 緊急応急工事及び緊急委託契約業務の発注の取扱いについて

(平成28年8月25日)

令和5年 3月29日 総務部長通達第12号改正

## 1 目的

地震や大雨等自然災害により広島高速道路に被害が発生し、又は被害が発生する恐れがある場合（以下「災害時」とする。）に緊急に実施する必要がある応急工事又は委託業務（以下「応急工事等」とする。）の発注について、通常事務の例外措置を定めることにより災害時の広島高速道路の早期復旧を目的とする。

## 2 対象となる応急工事等

災害時において、広島高速道路公社が契約中の維持修繕工事受注者等だけでは対応できない場合で、直ちに対応しなければ人命や重要財産に危険又は支障を及ぼし、設計書を作成するいとまがなく、通常の入札又は見積手続では対応できないと判断される応急工事等とする。

## 3 事務処理の概要

発注方法は広島高速道路公社会計規程（平成9年広島高速道路公社規程第8号）第73条第1項ただし書第3号を根拠として随意契約とし、次の手順に従って事務処理を行うものとする。

- (1) 担当課において適切な契約相手を選定し、広島高速道路公社競争入札等執行委員会（第一委員会）において議決を得る。
- (2) 別紙様式「緊急（工事・業務）発注依頼書」を作成・双方署名又は記名押印を経て発注を行い、応急工事等に着手する。
- (3) 応急工事等の着手と並行して、設計書の作成、予算の確保等を行い、別図フローに沿って事務処理を進める。

## 4 留意事項

- (1) 契約の相手方の選定においては、広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱第41条において準用する同要綱第30条第4項及び広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務競争入札取扱要綱第29条において準用する同要綱第20条第2項を適用し、有資格業者以外の者を選定できる。
- (2) 契約保証金は、広島高速道路公社契約細則（平成9年広島高速道路公社細則第4号。以下「細則」という。）第26条第4号により免除とすることができる。
- (3) 細則第23条第1項第1号に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

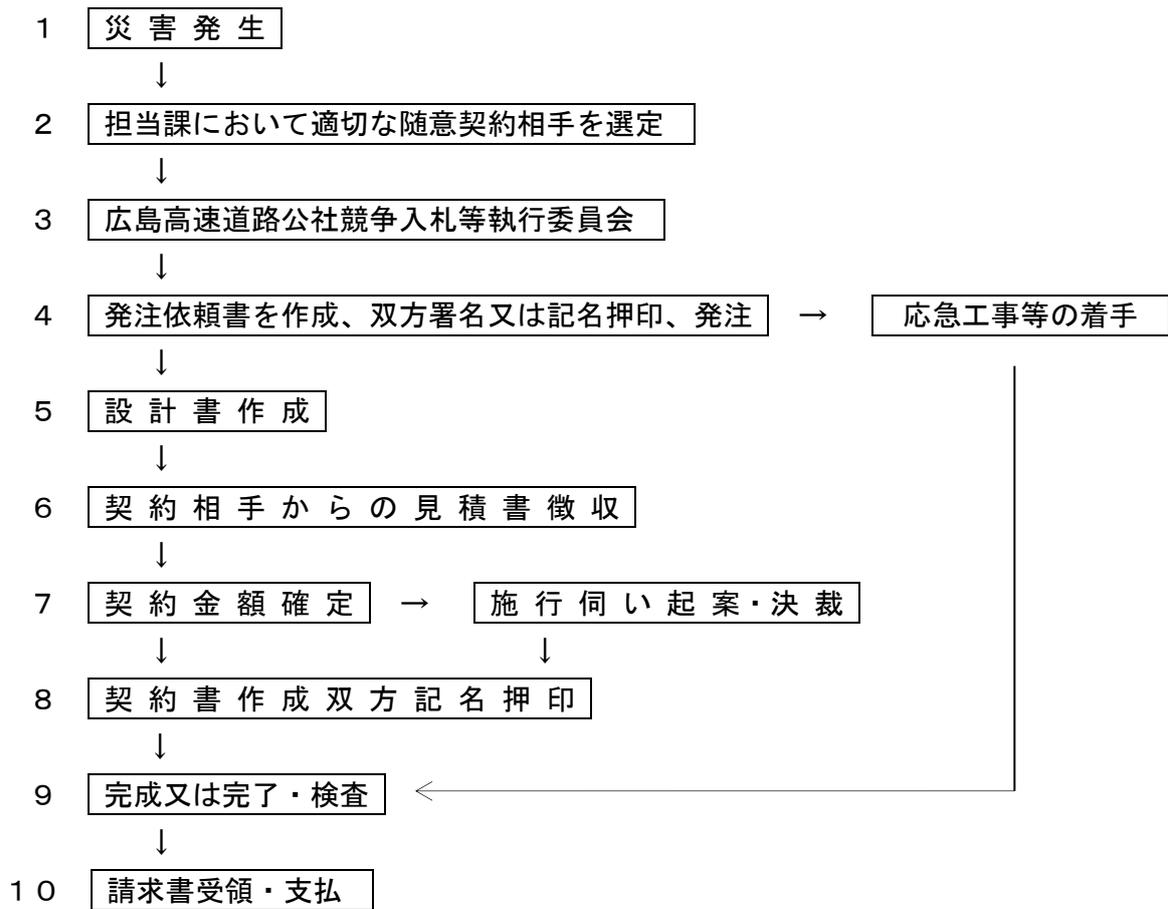
附 則

この取扱は、平成28年8月25日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年4月1日から施行する。

別図：応急工事等の発注フロー



緊急（工事・業務）発注依頼書

平成 年 月 日

様

（発注者）

広島高速道路公社理事長 ○○○○ 印

緊急応急工事及び緊急委託契約業務の発注の取扱いについて（平成28年8月25日）に基づき、下記の（工事・業務）について依頼します。

工事名 業務名	
工事場所 業務場所	
工事概要 業務概要	
条件	1. 発注依頼後、発注者が設計書作成の上、受注者から見積書を徴収し 契約金額を決定する。 2. 詳細については、別途協議の上、措置する。 3. 受注者は労働安全衛生等には万全を期すこと。

上記の（工事・業務）について引き受けます。

平成 年 月 日

（受注者）所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

（注1）発注案件により工事又は業務等の不要な部分を二重線で取り消して使用すること。

（注2）本依頼書は2部作成の上、双方署名又は記名押印し、それぞれが1部保管すること。